第十七条第三号中「下水道に」を「下水道等に」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては四年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第四号中「下水道に」を「下水道等に」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第五号中「下水道」を「下水道等」に改め、同条第六号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

○国土交通省令・環境省令第三号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十五条の三第六号の規定に基づき、下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

環境大臣　大塚　珠代

下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令

下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和四十二年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中「以上下水道」の下に「、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）を、「有する者」の下に「（六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「下水道の」を「下水道等の」に改め、「有する者」の下に「（二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第四号中「下水道」を「下水道等」に改め、同条第五号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第六号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。